

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
設問1 B
設問2 D

(違科各案なので)

(刑事訴訟法については、法令名を省略し条数のみ指摘する)

設問1.

1. がうスケースは、Aが乗ってきた車の中から、発見され差押えられているが、甲がAの車に対して搜索をしたことは適法といえるか。

(1) 甲はAの抗言義を無視し、~~引寄せ~~搜索差押^{誤字}状状を根拠に車内の搜索を実施している。(222条、~~102条~~1項、102条1項、218条1項)。も、とも、~~本件~~本件の搜索

10 差押~~命令~~状は、Aの着衣および所持品に対して搜索を目的としている。~~222条~~ Aの車に対して搜索も「所持品」に「対する搜索」とみなして許容できるかが問題となる。

~~222~~ 令状には、搜索すべき場所、身体若しくは物を記載しなければならない。(219条)が、Aの車という

15 記載は、ないことから、車に対する^{119条}搜索もAの所持品に対する搜索として許容できるかが問題となる。

(2) そもそも、所持品とは、搜索を受ける者の支配下にある所有物を指す。本件では、Aの車は、警察署の馬車場に停まており、Aがいる警察署内の会議室内とは場所的に隔離~~離れて~~されている。それゆえ、Aの支配

20 下にあるAの所有物とみなすことはできない。

(3) また、車内~~非常~~通常、住居に準じて(憲法35条)プライバシー保護の要請が高い場所であり、安易に「所持品」という文言を拡大解釈し、車に対する搜索を言認めるべきではない。

(4) 以上より、甲のA車に対する搜索は違法である。

2. では、がうスケースの差押えそのものについては

問題提起OK.

論点OK.

任同、留め置工事
いかにも論点

スリットセッパには

点数が伸びて

いけで

簡単にてても

解かれていた

方が良いです、

外部から、~~車~~中の様子をつかおう：
1. 業住いものであり。

違法があるといえるか。

(1) ガラスケースの中には、覚せい剤と思われる白色の粉末が入っていたのだから、覚せい剤取締法違反の被疑事件との関連性が認められ、差押えの理由があるといえる。

5 (2) 覚せい剤取締法違反については、覚せい剤の存在が直接証拠となる場合が多く、証拠の重大性が認められる。ガラスケースの中の粉末は、覚せい剤であることが疑われるのだから、差押えの必要性があるといえる。

10 (3) ガラスケースは、Aの車内から発見されており、前述の通り、Aの支配下にある所有物であるとは認められな。ので、令状で特定された「Aの身体、所持品の範囲から外れた物である。

3. 以上の通り、A車内の捜索という先行手続に違法があり、その捜索から発見された物を差押えることには、

15 違法性の承継もあったので、~~違法~~ ガラスケースを差押えた行為は違法である。

問2.

20 1. Aに対する尿の鑑定については、Aは尿検査に任意に応じているので、適法である(197条1項本文)。

2. もとも、先行手続であるが、ガラスケースの差押えが違法であるのだから、この違法性が尿の鑑定にも承継し、違法とはならないか。

25 (1) この点、Aは、甲がガラスケースを示してから、~~自身を始~~ それまで甲の言葉を聞いていなかったにもかかわらず、打てられて、自身の罪を認め、尿の任意提出にも応じている。それゆえ、ガラスケースの差押えと尿の任意提出には強い関連性が認められる。

30 (2) また、甲は、3無制採尿状況の発布を受けていたのだから、Aの任意提出以外の方法でAの

違法性の承継で却の
違法性を軽微
に扱っているのは
とても良いのが、
違法性の承継の
有無はどこで検討
していいですか？

問題提起 Good!!
でも規範があまりに
規範を立てる癖と!!

付注意!!

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

尿を全監 定する

5

設問1,2ともに 主要な論点を抽出できてあり、

検討も軽文答でとても良かった。にて。

ただ、結論をもう少し丁寧に、2根拠定立を

スモックしか"ち"のようなので本来に気づけて下さい!!

略途中答案対策の7:4にも

10

答採をぜひ頑強してく下さい!!

R.H.

15

20

25

3 ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

B

以下、刑事訴訟法は法令を有する。

第1 設問1

1 事件差押とは任意の手段ではない

前提として、設例中の差押とは A の明示の意思に反してから2ヶ-

5 の占有を強制的に取得したものであり、任意の手段と見なす余地はない。また、「逮捕する場合」(220条1項柱書)にも当てはらないため、令状の適法な執行と見ることができない限り、適法である(218条1項、219条1項)。

2 事件差押とは捜査差押令状の執行として適法ではない

10 (1) 甲は、事件差押として「捜査差押令状を根拠に」行っている。

(2) 憲法31条を受けた218条1項及び219条1項は、捜査・差押えが「捜査すべき場所、身体若しくは物」や「差し押さえるべき物」を記載した、裁判官の発する令状によるべき旨を定めている。その趣旨は、強制力ある捜査・差押えとして許さるる範囲を

15 司法部門が憲法・判断し、その結果を具体的に明示することにより、捜査機関がその恣意のままに対象者のプライバシー等の利益を侵害することを防止せんとする点にある。そうすると、その令状の執行(218条1項)として行われる捜査や差押えは令状記載の範囲を超えることはできず、超えて行われた限りにおいては令状の効力の及ばない無令状の行意ということになる。

(3) 事件におけるから2ヶ-の差押えは、甲が依拠するこの捜査差押令状の効力の範囲内であるというが、

この点、設例からは必ずしも明らかではないものの、当該

25 令状を請求した際の甲の目的意識を参考に検討しよう。

甲は、「実行と資金の取得等違法行為の被疑事案件として」事件として、「Aの着衣および所持品」を捜査しよう、と定めた上で、

テンパリング、
タイトル Good.

問題提起
Good.

任意同行。

留め置き。

証拠不充足

争いかにも

問題となりそう

トセウクには

点数が振られて

いるので無意味

でも解いた方が

良いです。

1 ページ

裏面へ

今回の請求を行っている。その際の請求書にもその旨が記載されていることとすると、事件の今状には、「捜査すべき場所、身体若しくは物」として「Aの着衣および所持品」が、「差押すべき物」としてはBに対する実行に資し得る取締り違反の被疑事実に関連する物品が指し示していたものと見られる。

してみれば、甲が行ったAの自動車内の捜査は、今回の取締り違反の場所を捜査したものであり、今状主義（320条1項）に反した捜査と評価される。しかし、その後行われたカウステースの差押えは、カウステースが取締り違反の被疑事実に関連する物品であるという点においては、その自体適法と見ることはできる。しかし、先行する捜査を捜査と、Aの起訴に向けた証拠の収集という同一の目的を共有する点、捜査に自動車内に入らねば捜査を行えないという状況と直接に利用して行われている点（そのよう状況にない限りカウステースの差押えは必要と可能であった）に鑑みれば、捜査に含まれる違法性は差押えに色濃く反映されるものと思えるを得ない。

3 結論

以上により、カウステースの差押えは、違法である。

第2 設問2

1 伝聞証拠（320条1項）との関係

事件の報告書は、検査官の記録を鑑識課員が書き記した書面であり、「公判期日における伝述」に代わる「書面」（320条1項）にあたる。

しかし、この点については、321条3項の要件を満たせば解決する。同条項が直接に定めるのは「検証」に係る書面についてであるが、捜査機関の職員が職務として機械的に感知・記録した結果である以上、恣意や誤りなどが混入する危険が小さいことを重視した同条項の趣旨は、そのまま任意としての「検証」に相

この月6271
すばらしい

OK

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法	(2年)3年・修了生	34A19039	生田 敦志

評価(ABCD)

当る事実関係にも当る。

事件の保釈金はAの同意のもと任意手段として行われたもので、事実関係に当る。よって、32(答)2項により、鑑識課員による真正作偽検査が反論は、この点は問題がない。

2 適正収集証拠排除法則との関係

(1) 適正手続により収集された証拠を無限定に採用すると、捜査機関の適正な行為を助長しかねず、また司法の腐敗にも導く。しかし、軽微な適正違反も一切認めないこととすると刑事手続が停滞する。そこで明文規定はないが、収集手続が重大な適正違反を犯し、採証することが将来の適正捜査の抑制の恐れから相当でないような場合には、その証拠は排除されるべきである。

(2) 事件の報告書は、保釈金において獲得された証拠である。保釈金そのものはAが素直に払ったものであると適正である。検討すべきは、設問1にて検討した通り適正手続であるが、ケースの要押しの適正性か、保釈金の適正性に注目(ないか、という点)である。

(3) この点、先行する別の手続と目的を同一とし、その手続によりもたらされた状況も直接に利用したものと見らるようである場合には、当該先行手続との関係を経るにつき認めらるため、先行手続の適正を、後行手続の適正性判断に加味し、い。

(4) 事件についてみる。確かにケースの要押しは、今般主義に反する重大な適正違反を犯すもので、Aが保釈金に素直に払ったのは、甲からケースを示されたことと緊急にしまつたためである、と見ることもできる。しかしながら、適正手続において発見されたセカンドハンドの注射器からも覚醒剤は検出されておいて、仮にケースを犯すこともAが嫌疑と認め

趣旨理解
Good.

一次証拠(ケース)が排除法則により排除される。



二次証拠(鑑識検査)が事件の事実関係により排除されず。

この構成の方が適切である。

3 ページ

裏面へ

着眼点はgood. しかしこのように結論が容易に導かれる。

でいふを得なくするのには時間の問題であった。そうすると、事件
では、「直接に利用した」と言うことはできない。

(5) 結局、報告書での関係では記録直固有の適正性も
検討するとしてある。記録直そのものには適正を要求せず
事情はよい。

(6) 以上によつて、事件の報告書の

以上

構成、知識ともに十分水準に達していると
感じられた。

途中考察には留意を要してこの項で
補強していくべき

R.H.

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
D

第1 設問1

1. パラグラフの差押えの適法性についての検討のために、それ以前の平叙に違法がたしか検討する。

任意同行、留め置き等について、問題は差押えをたかつかうたので、みんは"刑罰の本質"を再読した方がよいです

まず、甲はAが何らかの薬を所持していることを疑ったため、捜索差押許可令状を請求し、発付された。次に、~~捜索差押~~令状をAに呈示(110条)。し、捜索を実施した(216条)。以上の平叙は問題が適法である。
~~22条は~~ ~~これは~~ ~~刑事~~

(2) 甲

2. さらに、自動車内の捜索は、216条にいう「必要がある」といえるか。

(1) 216条の~~捜索~~が「必要がある」として定められている。公正取引委員会の隠滅防止のために緊急性を要するとして想定していると考えられる。

令状を要する。強制力に及ぶ捜索行為を認めて「必要は又分」として又述べていい!

そこで、緊急性の必要性があるから、その範囲に相当中が認められる場合には、「必要がある」といえると解する。

(2) 24条本文について230。賞金制はこれに流すことができる簡単に隠滅できしめり。したがって、緊急性の必要性がある。

また、Aが乗ってきた自動車であるので、所持品の一部を自動車に置いておくことを考える。また、~~また~~ 自動車を損壊しているわけだし、相当性を認められる。
(Aの指紋を無視しているか)

相当性を検討するのは、比較すべきAの被侵害利益について解決すべき

(3) しにがら「必要がある」といえる。

3. 以上、パラグラフの差押えは適法である。

問題提起OK.

第2 設問2

1. 本件において、Aの尿を鑑定した結果を記載した報告書(以下「本件報告書」という。)は、覚せい剤の使用の事実の真実性を証明する「公判期日外」の供述証拠である。そこで、~~本件~~ 伝聞証拠としての証拠能力が否定されるか。(32条1項)。

(1) 供述証拠は、知覚・記憶・叙述の過程を経た証拠である。また、その過程では、誤りが生じやすいため、公判期日外による正確性の確信が必要となる。しかし、伝聞証拠は、その確信が乏しいため、原則は証拠能力が否定される。

このように伝聞証拠の趣旨に鑑みれば、伝聞証拠はあつたか否かは、要証事実との相対関係により決まる。

そこで、伝聞証拠は、① 公判期日外における供述証拠であり、かつ、② その内容の真実性を証明するものであると解する。

(2) これは本件についてみる。まず、本件報告書は、鑑識課員が、公判期日外に作成したものである(①)。

次に、要証事実はAが覚せい剤を使用した事実である。ゆえに、その真実性を証明するために、本件報告書は作成しているといえる(②)。

(3) したがって、伝聞証拠にあたり、原則は証拠能力が否定される。

2. さらに、伝聞例外にあたり、証拠能力が認められるか。32条4項の適用があるか。問題となる。

(1) 32条4項は、3項と同様の趣旨である。3項の趣旨は、機械的作業であり、意識的判断が入りにくく、複雑な内容も含まれるため、書面の形式で正確であるという点にある。したがって、本件における鑑識課員は、裁判

設問(2) 本件を押しこめ

適法として以上

違法収集証拠

排除法則は

出ていない

この論述になるのは

仕方ないですね

内容は合っている

が、設問者の意図

を推測して結論を

変えることも必要に

なっているように

定義はこれ"良い"で可か??

もうアレ暗い研究の方が良い??

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

所が~~第4条~~第2項の鑑定人(165条)ではないが、321条4項の適用が認められる。

(2) 321条4項が~~適用される~~は、その供述者が「裁判期日において証人尋問により、真正作成供述を要求している。中々性が真実らしい鑑定識録員に對して、この尋問で、真正作成供述をさせること、かなり疑いを解消できる。

(3) したがって、321条4項が適用される。

よって、本件報告書の証拠能力は認められる。

以上

字が読み易い。問題提起→根拠→まとめ→結論
という構成ができていてGood。トバツングもO.K.

問題は知識と結論の方向性に相違があるかと思ふ。
基本書の復習と答練を頑張りましょう！
「何が論点なのか？」を見極める能力を涵養しよう！

R.H.